

4月8日に発生した高病原性鳥インフルエンザの関連農場における
新たな疑い事例の発生について

1 農場の概要

所在地：上北郡横浜町

飼養状況：総羽数 約 110,000 羽

用途：肉用鶏（ブロイラー）

畜舎数：18棟（うち5棟空舎）、セミウインドレス平飼い

2 経緯

本日12時50分に、当該農場からむつ家畜保健衛生所（以下、「むつ家保」）に死亡鶏が増加しているとの連絡があり、むつ家保が高病原性鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、13羽中9羽で陽性を確認しました。

3 今後の対応

（1）緊急の措置として病性鑑定が終了するまでの間、次の対応を実施

ア 当該農場の飼養鶏の隔離

イ 当該農場周辺の家きん飼養農場の状況や異常の有無等の早急な把握

ウ 周辺農場に対する移動自粛の要請

（2）青森家畜保健衛生所での病性鑑定の結果及び死亡羽数の状況等から、国が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定した場合には、飼養家きんの殺処分、発生場所の消毒、周辺農場における法的な移動制限等、必要な措置をとることとしています。

<参考> 移動制限、搬出制限区域内の農場数及び飼養羽数

区域	農場数	飼養羽数
移動制限（3km以内）	5	約 310,000 羽 5農場中2農場で飼養
搬出制限（10km以内） 上記除く	4	約 720,000 羽

【報道機関へのお願い】

（1）我が国ではこれまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザが人に感染した事例は報告されていません。

（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に謹んでください。

（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

報道機関用提出資料	
担当課 担当者	畜産課 衛生・安全グループ GM 田中 慎一
電話番号	直通 017-734-9498 内線 4818
報道監	農林水産部 次長 蛭名 芳徳（内線 4966）